

公 示 日 : 2023 年 3 月 15 日 (水)

調達管理番号 : 22a00868

国 名 : ザンビア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ

調 達 件 名 : ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト (イネ育種)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : イネ育種
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 4 月下旬から 2023 年 6 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.47、国内 0.25、合計 0.72
- (3) 業務日数 : 現地業務 14 日、国内準備及び国内整理 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 3 月 29 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月7日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	アフリカにおける稲育種に係る各種業務
対象国及び類似地域	ザンビア及び全途上国
語学の種類	英語

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していただきますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっておりますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ザンビアの労働力人口の約67%¹が農業に従事しており、農業部門のGDPは9.8%²を占める。ザンビアでは長年、主食であるメイズ生産者に対する偏重した農業政策³を行っており、2017年度の農業部門の予算の69.9%⁴がこのメイズ農家向け支援に充てられて、農業部門の財政を大きく圧迫している。

ザンビアにおけるコメの消費は都市部を中心に増加傾向にあるが、栽培技術や収穫後処理が未熟なため、生産性は全国平均で1.16t/ha⁵と低く、この数字は隣国マラウイの1.92t/ha、ジンバブエの2.26t/haより低位である。国内の需要（約62,500⁶トン）に対して国内供給量（約47,500トン）が賸えず、不足量は近隣国や東南アジアからの輸入に依存している。

ザンビア農業省がJICAとともに実施した「ザンビア国市場志向型稲作振興プロジェクト⁷」（以下「本プロジェクト」）の前フェーズ「コメ普及支援プロジェクト（以下、「前フェーズ協力」）では、農業試験場でのイネの試験・研究の基盤整備、栽培ガイドラインなどの稲作普及教材の体系化、カスケード式普及手法を利用したマスター指導員、農業普及員、デモ圃場を管理する篤農家に対する能力向上を目的とした研修プログラムを提供した。この結果、5,000人を超える人材が稲作技術を得るに至った。ただし、引き続き、研修教材や開発した技術の現場での検証、試験研究を通じた技術の整理、農家の市場アクセス強化など、継続して取り組むべき課題が残されている。

このような背景から、前フェーズ協力で開発した技術の検証と改良、普及技術の体系化と検証、および市場志向型アプローチにてザンビア国対象地域の稲作振興を行うことを目的とする技術協力が日本政府に要請された。要請を受けてJICAが実施することを決定した本プロジェクトは、前フェーズ協力の学びを活かし、ザンビア全土において、コメの生産性向上のための栽培技

1 出典：ザンビア国におけるJICA国別分析ペーパー，2019（Aregheore, Eroarome Martin. Country Pasture/ Forage Resource Profiles, FAO）

2 2006年から2015年の平均値。（出典：Seventh National Development Plan 2017-2021, Ministry of National Development Planning of Zambia, 2017）

3 ①農家による種子と肥料の購入を補助する農家投入剤補助プログラム（Farmer Input Support Programme: FISP）、②収穫されたメイズを食糧備蓄庁が買い取る戦略的食料備蓄（Strategic Food Reserves）

4 出典：Indaba Agricultural Policy Research Institute 2016, 2017 Agricultural Sector Budget Analysis.

5 2010-2011から2014-15の平均値。（出展：Second National Rice Development Strategy 2016-2020, Ministry of Agriculture, 2016）

6 出典：Ministry of Agriculture (2014)

7 <https://www.jica.go.jp/project/zambia/022/index.html>

術の改良、技術の普及、稲作クラスター⁸の形成、稲作農家の市場へのアクセス改善を行うことにより、換金作物としてのコメの生産振興を図り、もって稲作による農家の所得向上に寄与するものである。

本プロジェクトでは、協力開始から、各種調査を通じて、試験研究、普及体制強化、およびアグリビジネスに関する活動計画を策定した。特に本業務と密接に関係する試験研究分野では、科学的なデータに基づいた技術開発を徹底すべく圃場の再開発、研修やOJTを通じた研究人材育成、環境別の稲作栽培技術の開発を進める方針を打ち出した。（本プロジェクトのC/Pは農業省、農業研究機構、アグリビジネス・マーケティング局の3者にわたるが、本業務におけるC/Pは農業研究機構を指す。）

しかし、ザンビアでは稲の高度研究人材が不足していることから、稲作振興の基礎となる遺伝資源の管理体制や品種評価技術が脆弱である。さらに人材の世代交代が進みイネ研究に従事する若い技術者が増えている事から、彼らの人材育成も急務となっている。本プロジェクトでは、市場のニーズに基づいて農家が自身で栽培するイネ品種を選べるような環境を構築すべく、他国で栽培実績のあるイネ品種の登録作業を進めており、これらの品種を国際基準に基づいた評価を実施出来る人材育成が大きな課題となっている。そこで、本業務では、ザンビア農業研究機構の稲作チームへの技術移転を通じて、イネ品種の評価技術と遺伝資源管理体制を強化することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者（以下、「当該専門家」）は、以下の目的を達成するために活動を行う。

- ① ザンビア農業研究機構の稲作研究チームが実施している稲育種、および種子生産の現況を調査し、課題を明らかにする。
- ② 上記の調査結果を基に、稲研究員と技術者15名を対象に研修を通じて、稲育種、特に系統栽培、系統選抜、および種子更新の手法の技術移転を行う。なお、当該研修では、研修受講者と共に、ザンビア農業研究機構における稲育種、および種子生産体制強化のためのアクションプランを作成する。

(1) 国内準備期間（2023年4月下旬～5月上旬）

- ① 既存のJICA報告書、他ドナーの報告書等から概要を把握・分析する。
本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（案）（英文）を作成

⁸ 稲作クラスターとは、稲作農家が一定数存在し、コメに関する活発な活動が行われている地域のこと

し、JICA経済開発部、JICAザンビア事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。

ワークプラン（案）では、プロジェクトチームの一員として当該専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。なお、活動サイトとなる西部州の地理的位置関係を把握の上、効率的な調査計画を策定し、明記すること。

- ② JICA経済開発部との現地業務前打合せに参加する。
- (2) 現地業務期間（2023年5月上旬～2023年5月中旬の14日間）
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P機関、JICAザンビア事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新し、承認を得る。
 - ② プロジェクトチーム、C/Pと協力し、以下の業務を遂行する。
 - i. ザンビアにおいてイネ研究や品種開発を担うザンビア農業研究所と、作物の品種登録を管轄する種子登録検査所が実施している品種登録作業と種子管理体制を調査して技術的な課題を明らかにする。また明らかとなった課題に対して人材配置や技術の観点から提言を行う。
 - ii. 現在プロジェクトでは品種登録を目的とした8品種に対する品種評価試験を実施している。この評価試験を用いてザンビア農業研究所と種子登録検査所のC/Pに対して講義と実技の研修を行い、品種評価と登録品種の種子管理の実務を担う人材の能力強化を実施する。
 - iii. 種子登録検査所は品種評価の実施に植物の新品種の保護に関する国際同盟（International Convention for the Protection of New Varieties of Plants（以下UPOV））の評価基準を採用している。UPOVが発行する稲評価に関するガイドラインでは基準品種を用いて各稲形質の説明が記載されている。しかしながらザンビアではこれらの基準品種が導入されておらずザンビアで登録されている品種を用いた国内用のガイドライン作成が求められている。当該専門家はこの新たなガイドラインを作成する上で必要な情報を整理し、カウンターパートとともにこのガイドラインの作成計画を作成する。
 - iv. 現在ザンビア農業研究所では認証種子生産をマウントマクル、マンサ、モング試験場で実施している。これらの種子生産の現状を調査し、カウンターパート機関が継続的に種子生産を実施する上で必要な提言を行う。またプロジェクトではこれまでにザンビアで主力品種である SUPA-MGを対象とした種子生産マニュアルを開発している。当該専門家は調査で明らかとなった課題を基にこのマニュアルの改定計画を作成する。

- ③ 現地業務期間完了に際し、現地業務結果を総括した現地業務結果報告書（英文）をC/P機関に提出し、報告する。並びに、現地業務結果報告書（和文）をJICAザンビア事務所およびプロジェクトチームに提出し、最終報告を行う。現地業務結果報告書には、遂行した業務の具体的内容、業務の達成状況、課題とその対処を記載する。また、将来的には当契約の後継の専門家が、研修参加者のモニタリングを継続的に行うことを考慮する。
- ④ JICAザンビア事務所に現地業務結果報告書（英文・和文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

(3) 国内整理期間（現地業務から帰国後、1週間以内を目処）

- ① 専門家業務完了報告書（和文）を用いて、JICA経済開発部に現地業務完了報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書提出にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務の実施過程で提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 現地業務結果報告書（電子データのみ）
派遣終了時に、英文と和文要約を提出する。提出部数は以下のとおり。
- (2) 専門家業務完了報告書（簡易製本）
英文と和文を帰国後1週間以内に提出する。
 - ・ 英文：1部
 - ・ 和文：1部なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-12月追記版）」（以下同じ）の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ルサカ、もしくは、日本⇒シンガポール/香港/ドーハ⇒ヨハネスブルグ⇒ルサカを標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は5月2日(火)～5月15日(月)を予定しております。
なお、現時点でザンビア入国時の隔離期間は不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は当該専門家のみです。

なお、現地調査期間中に現地滞在予定のプロジェクト専門家は以下のとおり5名です。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 稲作研究
- ・ 普及・業務調整2
- ・ 市場志向型稲作
- ・ 業務調整1

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両：全行程に対する移動車両の提供(プロジェクト専門家等と同乗することとなります。)

エ) 現地日程のアレンジ：JICA 及びプロジェクト専門家が C/P との面談等必要に応じアレンジします。

オ) 執務スペースの提供：基本的にプロジェクトオフィスにおける作業。
必要に応じて、JICA ザンビア事務所会議室等の執務スペースの利用も可。

カ) 通訳備上：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、(e-mail: edga2@jica.go.jp)にて配付します。なお、これらのデータはプロポーザル作成の参考資料としてのみ使用し、使用後は各社で廃棄することとします。

- ・プロジェクト要請書
- ・プロジェクト各種合意文書 (R/D、M/M等)
- ・短期/長期専門家各種報告書 (ベースライン調査報告書、業務完了報告書)

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上